

No.	B-35	施設名	尾札部会館
-----	------	-----	-------

函館市公共施設カルテ

平成30年3月31日現在

I 施設の基本情報								
所在地	尾札部町573番地1			所管部課	南茅部支所市民福祉課			
開設年月日	昭和52年12月10日	附属建物	無	地区区分	6 東部地区	避難所	火山	
設置根拠	函館市地域会館条例							
設置目的	市民に集会、学習、交流等の場を提供することにより地域活動の活性化を図り、もって、良好な地域社会の維持および形成に寄与するため。							
運営主体	指定管理 (尾札部町内会)			指定管理期間	平成27～29年度(3年間)			
取得方法	建設(補助・起債)	特記事項	なし					
敷地	土地面積	1,441.38 m ²	地番	573番1のうち		財産区分	行政財産(公共用)	
	借地面積	0.00 m ²	貸主	—		借地料(千円/年)	— 千円	
	総面積	1,441.38 m ²	特記事項	なし				
建物	構造	木造		階数	地上2階		財産区分	行政財産(公共用)
	延床面積	523.86 m ²	建築年度	昭和52年 (築40年)		老朽度	× 法24年	
	耐震対策	対象外		特記事項	なし			
II 運営情報(単位:人,千円)				III 施設評価				
項目		平成28年度決算	平成29年度決算	評価				
収入	使用料・手数料	96	33	<p>B 売却(施設の解体)</p> <p>今後の施設のあり方</p> <p>市が所有する東部地区の地域会館と各町会が所有する旧函館地域の町会館との間に、取扱いの不整合が生じていることから、地域会館を廃止しますが、1町会に会館が複数設置されている地域については、1会館に整理した上で廃止します。</p> <p>また、東部地区の特性などを考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うために、準拠点的な公共施設を、一定条件のもと、既存施設を活用して位置付けることも検討します。</p> <p>なお、機能を廃止した施設は、町会が独自に所有・運営したいと希望する場合、譲渡することとしますが、原則、施設を解体します。</p> <p>参考：類似施設</p>				
	その他	—	—					
	計(A)	96	33					
支出	人件費	—	—					
	職員	—	—					
	嘱託	—	—					
	臨時	—	—					
	委託料	—	—					
	修繕料等	—	—					
	光熱水費等	—	—					
指定管理料	1,446	1,446						
その他	—	—						
計(B)	1,446	1,446						
収支差(B-A)		1,350	1,413					
利用状況	利用人数	4,573	2,177	特記事項				
	有料	3,030	720					
	無料	1,543	1,457					
	稼働日数	63	51					
1日当りの利用者数		73	43					

【施 設】



【地区区分】

